

令和元年 10 月開始

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内 （保育 2・3 号認定のお子様）

2 号認定を受けて保育を利用する平成 25 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日の間に生まれたお子様を対象に、保育料の無償化を行います。

## 無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年 10 月分から**月々の保育料を納入する必要がなくなります。**

## 無償化の対象とならないもの

- ◆実費として徴収される通園送迎費、行事費等については、無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。
- ◆食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、9 月まで保育料に含まれていましたが、無償化の対象となりませんので、10 月以降は入園先で定める料金をご負担いただきます。  
ただし、以下に該当するお子様に限り、免除されます。  
（ア）年収 360 万円未満相当世帯のお子様  
（イ）就学前のお子様から数えて第 3 子以降のお子様  
免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。
- ◆延長保育の利用料は、無償化の対象外です。
- ◆病児・病後児保育等、他のサービスの利用料は無償化の対象外です。

市民税非課税世帯を対象に、平成 28 年 4 月 2 日以降に生まれたお子様についても保育料の無償化を行います。

## 無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年 10 月分から**月々の保育料を納入する必要がなくなります。**
- ◆課税額の変更により**非課税世帯でなくなった場合には無償化の対象外となります**ので、市の定める保育料を納入いただきます。

## 問合せ先

八戸市 福祉部 こども未来課（市庁別館 2 階） 企画育成グループ  
電話：0178-43-9094 メール：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp